

●香川県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年7月3日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字玉田乙202 番1地先から 観音寺市柞田町字石井乙182 番2地先まで	12.6~13.4	98	平成24年6月29日付け香川県告示第308号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年7月3日